資料編

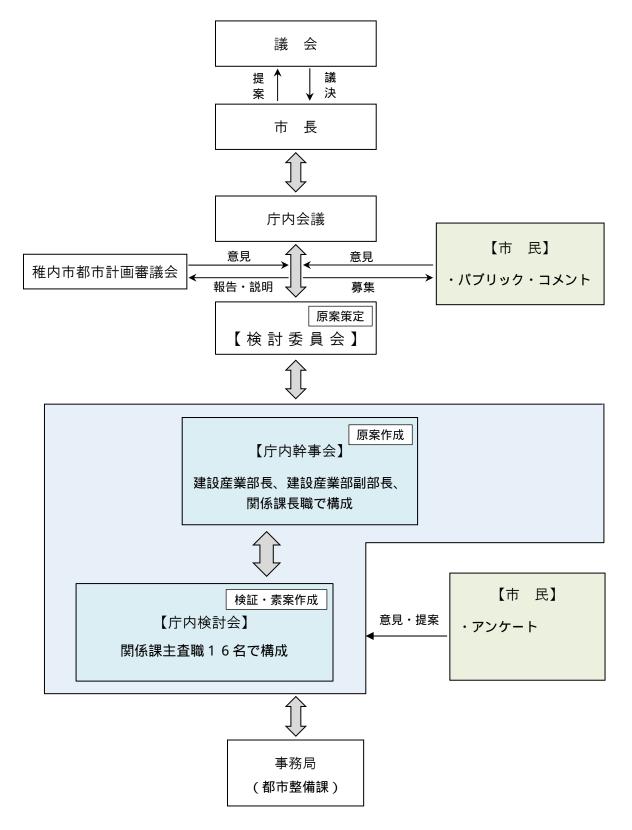
- ■1. 計画策定体制
- ■2. 稚内市の概況
- ■3. 地域別概況
- ■4. 用語解説

1

計画策定体制

(1) 計画策定体制

図 稚内市都市計画マスタープラン 策定体制



(2) 策定経過

表 1-3. 都市計画マスタープラン 見直しの経過

年月]	内容					
平成 25 年		都市計画基礎調査(平成 22 年 10 月 1 日現在)					
(2013)	9月	まちづくり市民意識調査の実施					
		・稚内の現状と課題、将来の目標などについて質問					
		・対象者数:3,000 名(稚内市在住 18 歳以上より無作為抽出)					
		・回収数:783 件(回収率 26.1%)					
	12月	前計画の検証・課題整理(庁内各課)					
平成 26 年	1月	稚内市都市計画マスタープラン策定委員会設立					
(2014)		第1回策定委員会(改定の視点設定、策定体制、スケジュール)					
		庁内専門部会設置 (素案作成開始:ワーキンググループ・幹事会)					
	2月	庁内専門部会会議 (部会、全体会議)					
	5月	まちづくりフォーラム開催					
		「稚内のまちの 10 年後を考えよう!」					
		ワークショップ*・サロン開催					
		「稚内が住みたいまち、住み続けたいまちになるアイディアを出し合お					
		う!」					
		・子どもワークショップ					
		・まちづくりサロン*					
		・まちづくりサロン in 東地区					
	6月	庁内専門部会(改定素案の作成)					
		稚内市都市計画審議会(経過報告)					
	7月	第2回策定委員会(改定原案検討)					
	8月	庁内報告(改定原案中間報告)					
	9月	北海道都市計画課協議					
	10 月	第3回策定委員会(改定原案策定)					
		都市計画審議会(改定原案報告、意見聴取)					
		改定案庁内決定					
	11 月						
		パブリック・コメント * (改定案への意見募集)					
	12月						
平成 27 年	3月	議会議決					
(2015)		・改定「稚内市都市計画マスタープラン」の最終決定					

年	月	内容
令和3年	6月	庁内検討会
(2021)		都市計画審議会(諮問、検討委員会メンバーについて等)
	7月	第1回都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討委員会
		(策定について、スケジュール、策定体制、市民アンケート調査)
	8月	庁内幹事会
	9月	市民アンケート調査の実施
		・立地適正化計画策定に向けた設問と併せ、まちづくりに望むことな
		どについて質問
		・対象者数:2,000 名(稚内市在住 18 歳以上より無作為抽出)
		・回収数:734 件(回収率 36.7%)
	10 月	第2回都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討委員会
		(都市計画マスタープラン素案)
	11 月	稚内市都市計画審議会(都市計画マスタープラン素案)
		北海道都市計画課協議
		庁内検討会(都市計画マスタープラン原案)
		庁内幹事会(都市計画マスタープラン原案)
		第3回都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討委員会
		(都市計画マスタープラン原案)
	12 月	稚内市都市計画審議会(都市計画マスタープラン答申)
令和4年	1月	総務経済常任委員会
(2022)		パブリック・コメント*(改定案への意見募集)
	3月	議会議決

(3) 市民参加型会議の概要

①策定委員会(平成26年1月~平成26年10月 全3回開催)

都市計画マスタープランの改定にあたって、その内容について検討・協議するため、平成 14年当初計画策定時の「提言づくり委員会」委員長である、北海道大学大学院工学研究院の 瀬戸口教授を再び迎え、全3回の策定委員会を実施しました。

表 1-4. 稚内市都市計画マスタープラン策定委員会 委員名簿 (敬称略)

所属	氏 名	備考
北海道大学大学院工学研究院 教授・工学博士	瀬戸口 剛	委員長
稚内北星学園大学 教授	遠藤 孝夫	副委員長
稚内商工会議所 専務理事	小川 勝美	
一般社団法人稚内観光協会 専務理事	東 政史	
宗谷総合振興局地域政策部地域政策課 課長	萩野 浩子	平成 25 年度
(地域資源活用推進室長)	名苗 拓央	平成 26 年度
社会福祉法人稚内市社会福祉協議会 事務局長	糀屋 義明	
稚内市町内会連絡協議会 会長	永井 允	
稚内新エネルギー研究会 会長	石塚 英資	
稚内市歴史・まち研究会 会長	富田 伸司	
社団法人稚内青年会議所 直前理事長	出村 賢志	
稚内市幼児教育研究協議会 会長	根本 綾子	
一般公募	倉 弘子	
一般公募	杉川 敦子	





第1回策定委員会の様子

②検討委員会(令和3年7月~令和3年11月 全3回開催)

都市計画マスタープランの見直しにあたって、その内容について検討・協議するため、平成27年改定時の「策定委員会」委員長である、北海道大学大学院工学研究院の瀬戸口教授を再び迎え、全3回の検討委員会を実施しました。

表 1-5. 都市計画マスタープラン及び立地適正化計画検討委員会 委員名簿

(敬称略)

所 属	氏 名	備考
北海道大学大学院工学研究院 院長	瀬戸口 剛	委員長
宗谷医師会 会長	伊坂 雅行	
宗谷総合振興局地域創生部地域政策課 課長	伊東 大祐	
稚内市都市計画審議会 委員	遠藤 孝夫	
稚内市町内会連絡協議会 副会長	小川 文三	
稚内市都市計画審議会 委員	倉 弘子	
社会福祉法人稚内市社会福祉協議会 事務局長	糀屋 義明	
稚内市連合PTA 会長	白川 哲也	
稚内商工会議所 専務理事	達 英二	
稚内市地域公共交通活性化協議会公共交通事業者	中場 直見	
稚内私立幼稚園協会 会長	橋本 弘	





第1回検討委員会の様子

③ワークショップ・サロン

これからの稚内を支える、市民のみなさんのアイディアを大切にした計画づくりを行うため、気軽にまちづくりについて話し合うことができる場として、ワークショップ*・サロンを開催しました。

- 1. 子ども達のまちづくりワークショップ(平成26年5月10日(土) 13:30~15:30) テーマ「稚内が住みたいまち、住み続けたいまちになるアイディアを出し合おう!」
- 2. まちづくりサロン (平成26年5月17日(土) 13:00~16:00) テーマ「稚内が住みたいまち、住み続けたいまちになるアイディアを出し合おう!」
- 3. まちづくりサロン in 東地区(平成26年5月25日(日) 13:00~16:00) テーマ 「稚内が住みたいまち、住み続けたいまちになるアイディアを出し合おう!」
- ④まちづくりフォーラム (平成26年5月17日(土) 11:00~12:00) テーマ「稚内のまちの10年後を考えよう!」

講師:北海道大学大学院工学研究院 都市地域デザイン学研究室 教授・工学博士 瀬戸口 剛 氏



まちづくりフォーラムの様子



まちづくりサロン*の様子

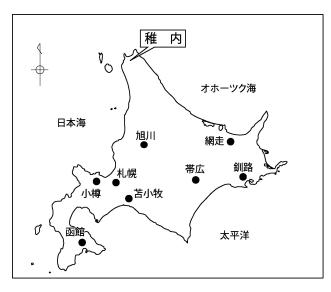
稚内市の概況

(1) 位置・地勢及び気象

稚内市は、わが国の最北端に位置し、東はオホーツク海、西は日本海に面し、北は宗谷海峡を挟んで、サハリンに面しています。また南側は豊富町と猿払村に隣接しています。

地勢は、ほぼ南北に縦走する2本の丘陵性山地と、これらの中間に発達する低地帯からなっています。特に東側の丘陵地帯は、南方ほど高さと幅を増すことから、市街地の形は、南に向かって広がる形となっています。

気象は、夏は涼しく冬は同緯度の都市に比較すると穏やかで、降雪量はそれほど多くありません。



東: 東経 142度3分13秒

西: 東経 141度34分6秒

南:北緯 45度10分9秒

北:北緯 45度31分35秒

総面積: 761.47 km²

資料: R 2 国土地理院

降水量(R2) : 1,221.5 mm

平均気温(R2):7.6

最高/最低気温(R2):27.8/-12.2

資料: R 2 稚内市統計書

(2) 人口、世帯

稚内市の人口は、昭和50年のピークを迎えた後は穏やかな減少を続け、平成27年国勢調査では約3.6万人となり、この20年間で人口は約2割減少しました。

これは、200 海里規制による漁船の大幅な減船と、それに関する製造業、運輸・通信業就業者などの減少(社会減)に加え、出生率低下が重なったためと考えられます。

加えて急速な高齢化、単身世帯の増加など世帯の小規模化が進んでおり、また、人口減少後も増加し続けていた世帯数は平成 12 年をピークに減少の傾向があり、稚内市は成長型の社会から、安定型の社会へと移行しています。

表 稚内市の人口、世帯数の推移

	Т9	T14	S5	S10	S15	S22	S25	\$30	S35	S40	S45
a. 人口	13,081	17,725	19,359	20,237	22,589	29,275	34,529	44,751	51,113	51,539	54,493
b. 世帯数	2,437	3,524	3,630	3,770	3,916	5,557	6,253	8,345	11,265	12,801	15,230
c. 世帯当たり 人員 (a/b)	5.4	5.0	5.3	5.4	5.8	5.3	5.5	5.3	4.5	4.0	3.6
	S50	S55	S60	H2	H7	H12	H17	H22	H27	H27/H17	
a. 人口	55,464	53,471	51,854	48,232	45,754	43,774	41,592	39,595	36,380	0.87	
b. 世帯数	16,795	17,555	17,450	17,202	17,638	17,964	17,820	17,343	16,486	0.93	
c. 世帯当たり 人員 (a/b)	3.3	3.0	3.0	2.8	2.6	2.4	2.3	2.3	2.2	0.95	

H27/H17:変化率 資料:各年国勢調査

表 年齢別人口の推移

			人口		人口比率				
	H12	H17	H22	H27	H27/H17	H12	H17	H22	H27
15 歳未満	6,277	5,393	4,807	4,304	0.80	14.3%	13.0%	12.1%	11.8%
15~64 歳	29,945	27,568	25,125	21,570	0.78	68.4%	66.3%	63.5%	59.3%
65 歳以上	7,552	8,631	9,663	10,505	1.22	17.3%	20.8%	24.4%	28.9%
合計	43,774	41,592	39,595	36,380	0.87	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

H27/H17:人口増加率 資料:各年国勢調査

表 産業別就業人口の推移

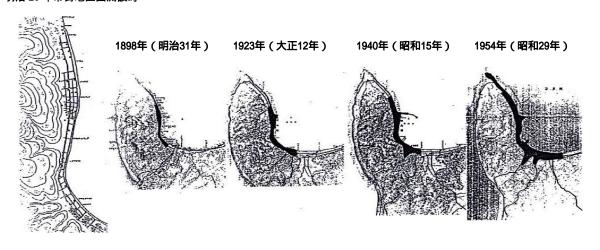
			人口		人口比率				
	H12	H17	H22	H27	H27/H17	H12	H17	H22	H27
第1次産業	2,033	1,704	1,418	1,287	0.76	8.6%	8.0%	8.4%	8.1%
第2次産業	6,108	5,031	3,700	3,390	0.67	26.0%	23.6%	21.9%	21.3%
第3次産業	15,363	14,623	11,811	11,267	0.77	65.4%	68.5%	69.8%	70.7%
合計	23,504	21,358	16,929	15,944	0.75	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

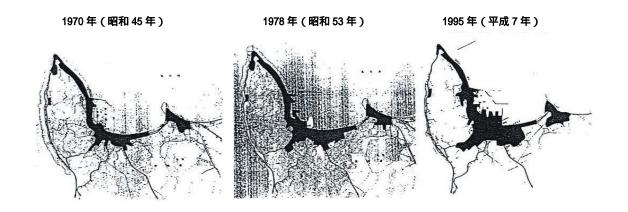
H27/H17:人口増加率 資料:各年国勢調査

(3) 市街地の変遷

市街地の変遷を、古い地図を年代別にならべてみてみると、以下に示すとおりです。 稚内市の市街地は、北地区を中心に、細く長い市街地を形成してきたことがわかります。

明治 26 年市街地区画測設時





(4) 土地利用

稚内市の市街地(下図に示す範囲)の面積は、約1,900ha、その約6割が用途地域*、約4割は土地利用*規制が緩い白地地域で占められています。

市街地の建物敷地の割合は、約5割が住居系、約2割が商業系となっています。

また、市街地には未利用宅地が数多く点在し、北・中央・南・東地区における未利用宅地は 65ha にも及んでいます。

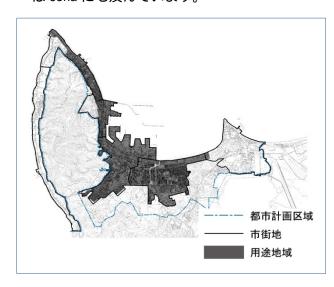


図 稚内市の市街地区域

市街地面積 : 1,919.8ha

(計画策定にあたり定めた6地区の範囲の面積)

用途地域面積 : 1,090.9ha

(令和元年度都市計画決定面積)

白地地域(6地区内): 829 ha

(市街地面積 - 用途地域面積)

表 建物敷地の状況

	住居系	商業系	工業系	文教厚生	その他 (漁業施設 等)	合計
面積	406.3ha	113.9ha	130.7ha	99.0ha	0.4ha	750.3ha
構成比	54.2%	15.2%	17.4%	13.2%	0.1%	100.0%

資料:都市計画基礎調査(平成22年10月1日現在)

表 市街地内の空き地などの状況

	未利用宅地	青空駐車場	資材置き場	合計	
市街地	64.9ha	18.2ha	37.6ha	120.7ha	

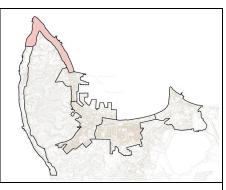
(注) ここでいう市街地とは北地区、中央地区、南地区、東地区を示す。

資料:都市計画基礎調查(平成22年10月1日現在)

地域別概況

1. 北地区

北地区は、漁業を中心に発達した古くからの市街地です。 人口の減少が進み、建物の老朽化が目立ちますが、一部 市営住宅の建替えなども進んでいます。



人口・世帯

1.

人口は 10 年間で 18%減少、世帯数も 11%減少と、全市平均に比べ人口・世帯 の減少の度合いが高い地区です。

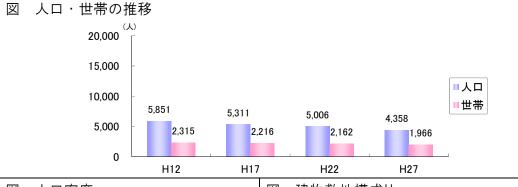
人口密度は 21.6 人/ha と全市平均に比べ高く、中央地区とほぼ同程度です。

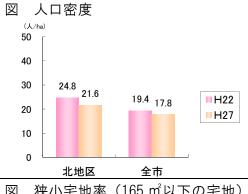
土地利用
 建物利用

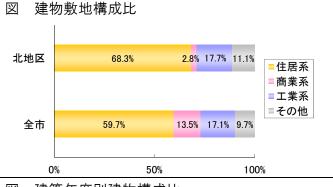
建物敷地の68.3%を住居系、20.5%を商工業系敷地が占めています。

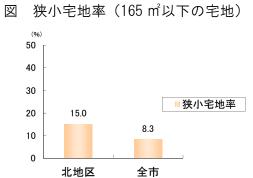
狭小宅地率^{*}は15.0%と、全市平均に比べ高い値を示しています。

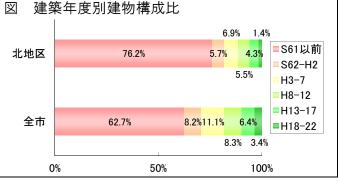
昭和61年以前に建築された建物は76.2%に及び、中央・富士見地区と同様に古い建物が多い地区です。







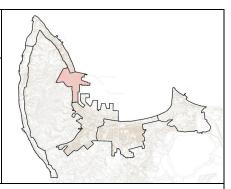




2. 中央地区

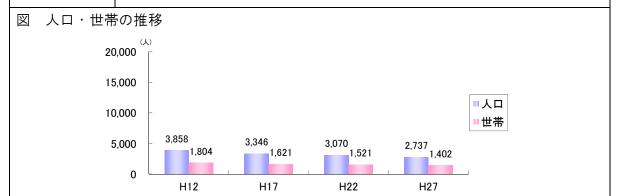
中央地区は、稚内の中心市街地です。

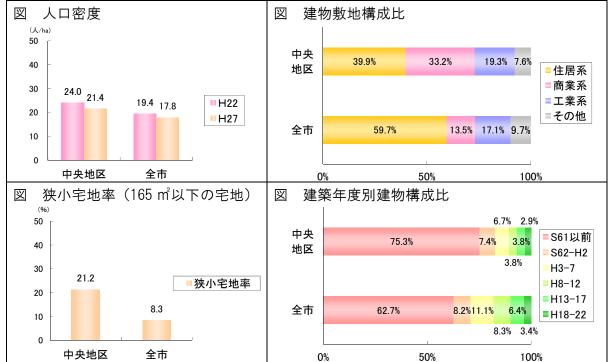
国際フェリーターミナルの新設、JR稚内駅周辺の再開発など、中心市街地及び稚内の鉄路・海路の玄関口として整備が進んでいます。



1. 人口は10年間で18%減少、世帯数も14%減少と、人口・世帯の減少がみられる地区です。
人口密度は21.4人/haと全市平均に比べ高く、北地区とほぼ同程度です。

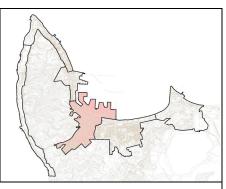
建物敷地の39.9%を住居系、52.5%を商工業系敷地が占めています。
狭小宅地率*は21.2%と地区の中でも高い値を示しています。
昭和61年以前に建築された建物は75.3%にも及び、富士見地区、北地区に次いで古い建物が多い地区です。





3. 南地区

南地区は、昭和50年代以降急速に発展した住宅市街地です。 国道などの幹線沿道には、大型商業施設などの立地がみられます。



1. 人口・世帯 人口は 10 年間で 15%減少、世帯数も 8 %減少と、人口・世帯の減少がみられる地区です。

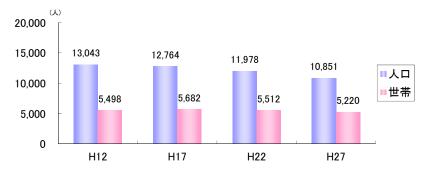
人口密度は26.3人/haと、東地区に次いで高い値を示しています。

土地利用
 建物利用

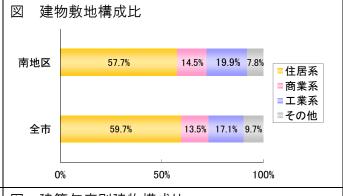
建物敷地の57.7%を住居系、34.4%を商工業系敷地が占めています。 狭小宅地率*は8.3%と全市平均に等しい値となっています。

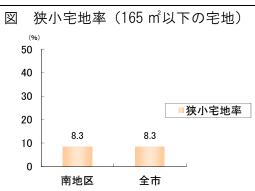
昭和 61 年以前に建築された建物は 55.6%と、全市平均より低い割合となっている地区です。

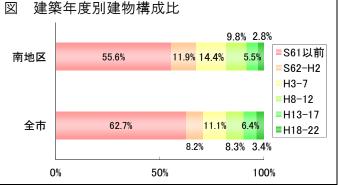
図 人口・世帯の推移





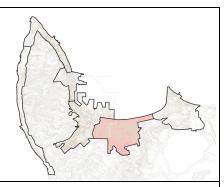






4. 東地区

戸建て住宅を主体とする、稚内では比較的新しい住宅地です。市街地縁辺部を中心に住宅などの立地が進んでいます。 近年、国道などの幹線沿道に大型商業施設の立地が進んでいます。



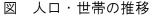
1. 人口・世帯 人口は 10 年間で 5 %減少と穏やかに減少していますが、世帯数は横ばいとなっています。

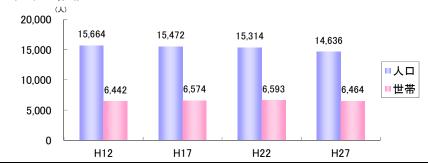
人口密度は29.0人/haと、全市の中で最も密度が高い地区です。

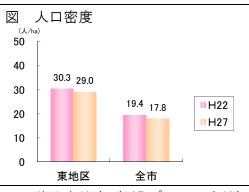
2. 土地利用 建物利用 建物敷地の 65.6%を住居系、25.5%を商工業系敷地が占めており、住居系敷地の割合は北地区に次いで高い値を示しています。

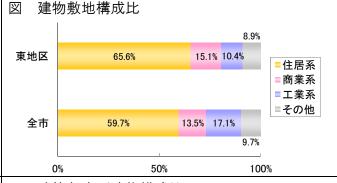
狭小宅地率*は4.6%と、全市平均より低い割合となっています。

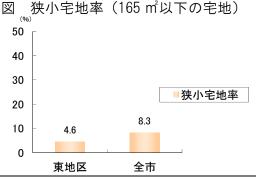
昭和61年以前に建築された建物は57%と、全市平均より低いほか、平成3年以降の建物の割合が全市平均より高く、比較的新しい建物が多い地区であることが分かります。

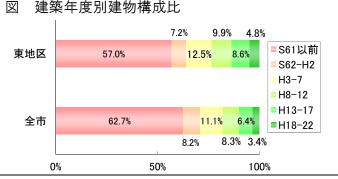








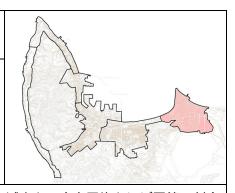




5. 声問地区

漁業を中心に発達した古くからの市街地です。

大沼や道立公園などの大規模な公園緑地は市内外から 多くの利用があり、また再生可能エネルギー*活用のシン ボル「稚内メガソーラー*発電所」が立地する地区です。



人口・世帯

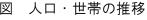
1.

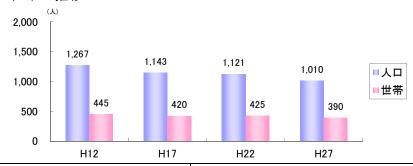
人口は 10 年間で 12%減少、世帯数も 7%減少と、全市平均とほぼ同等の割合で人口・世帯数の減少がみられる地区です。

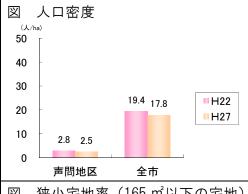
人口密度は2.5人/haと、富士見地区とほぼ同程度に低い地域です。

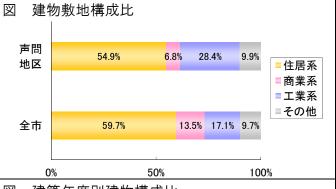
2. 土地利用 建物利用 建物敷地の54.9%を住居系、35.2%を工業系敷地が占めています。 狭小宅地率*は3.3%と、全市平均より低い割合となっています。

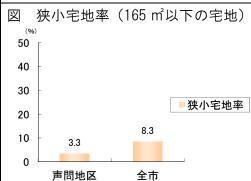
昭和61年以前に建築された建物は70.1%に及び、富士見地区、北地区、中央地区に次いで古い建物が多い地区です。

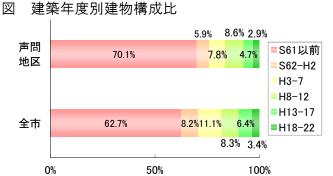










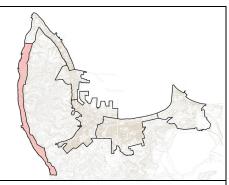


6. 富士見地区

日本海、利尻富士を望む自然環境豊かな地域です。

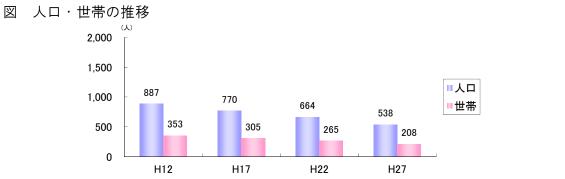
富士見市街地に位置する温泉童夢には多くの人が訪れます。

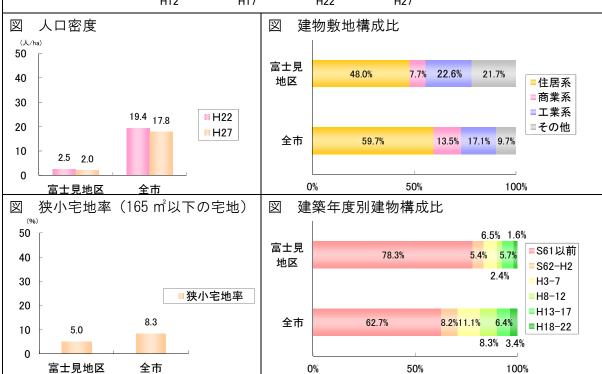
公営住宅富士見団地の一部が廃止され、跡地利用が課題 となっています。



1.人口は 10 年間で 30%減少、世帯数も 32%減少と、他の地区と比べ人口・世帯人口・世帯人口密度は 2.0 人/ha と、声問地区とほぼ同程度に低い地区です。

2. 土地利用 建物利用 建物敷地の 48.0%を住居系、30.3%を工業系敷地が占めています。 狭小宅地率*は5.0%と声間地区、東地区に次いで低い値を示しています。 昭和 61 年以前に建築された建物は 78.3%に及び、北地区・中央地区と同様 に古い建物が多い地区です。





4

用語解説

ア行

·一般廃棄物最終処分場

再資源化への取り組みが進むなか、資源として使用できない廃棄物を、環境を汚さないよう、埋立処分などの最終処理を行う施設。大きくは一般廃棄物と産業廃棄物に区分される。

力行

・開発構想(昭和25年)

市街地を大きく三つの地区(水産地区、工業地区、都市地区)に分けそれぞれが特化された役割を担うことで、市全体としての発展をもたらそうとするもの。この構想が背景となり、現在の緑、潮見の土地開発が進展した。

・街区

市街地で、道路・鉄道などの恒久的な施設または河川・水路などによって取り囲まれた、最小単位の一区画。 一般的には道路に囲まれていることが多く、この道路 を区画道路という。

・街区公園

主に半径 250m範囲の街区に住む住民を対象とする公園で、面積 0.25ha を標準とする。

・環境保全林

防砂、防潮、防風、防雪、防霧、防火の機能を有し、または騒音・粉塵等の影響を緩和し、住民にとって快適な環境を形成する機能の維持増進を図る森林。

・幹線道路

主に国道や道道など、全国あるいは地域・都市内において、主要な地点を結ぶ、道路網の骨格を形成する道路。

北の住まいるタウン

北海道の優位性が活かされ地域特性に応じ、安全・安心で暮らしやすく資源循環が進んだ効率的な都市構造を有する、誰もが安心して心豊かに住み続けられるまち・地域。

·狭小宅地率

ここでは、北地区・中央地区・南地区・東地区・ 声問地区・富士見地区に存在する 165 ㎡以下の宅地 の、それぞれの地区内での割合。

・近隣公園

主に半径 500m範囲の住民を対象とする公園で、 面積 2 ha を標準とする。

・狭あい道路

自動車のすれ違いが困難であるなど、幅員の狭い 道路。

・居住誘導区域

立地適正化計画(令和4年度策定(予定))において、将来市街地のコンパクト化を目指し、都市機能が集約された利便性の高い拠点周辺や一定のエリアへ、居住を促す区域。

· 区画道路

街区や宅地の外郭を形成し、交通の集散や宅地へ の出入りに用いられる、日常生活に密着した道路。

・クリーンエネルギー自動車

ガソリンなどの化石燃料の使用をゼロまたは大幅に減らして、環境負荷を和らげる自動車のこと。 国はハイブリッド自動車(HV)、プラグインハイブリッド自動車(PHV)、クリーンディーゼル自動車(CDV)、 天然ガス自動車(CNG)、電気自動車(EV)、燃料電池 自動車(FCV)の6種類を対象としている。

・景観行政団体

景観法により定められた、景観行政を行う団体。都道府県知事との協議をもって景観行政団体となることができ、景観計画を定め、独自性を持ちながら景観行政を行うことができる。

・跨線橋(こせんきょう)

橋の一種であり、鉄道線路をまたぐもので、歩行者の みのほか、歩行者と自動車、自動車専用などがある。鉄 道駅構内・外を問わず設置されており、一般的には陸橋 と呼ばれている。

・コミュニティ

地域において、互いに交流する住民や町内会等で 構成される社会や集まり。地域社会。地域コミュニ ティ。

・コンパクト

小さくまとまった、の意。

サ行

・再生可能エネルギー

太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱 その他の自然界に存する熱、バイオマスによるエネ ルギー。資源が枯渇せず繰り返し使え、発電時や熱 利用時に地球温暖化の原因となる CO₂ をほとんど排 出しない。

・サハリンプロジェクト

サハリン島を取り巻く9つのエリア(鉱区)で石油・ 天然ガスを開発するプロジェクト。

· 市街地開発事業

市街地の一定のエリア内で、公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行う事業。土地区画整理事業や市街地再開発事業などがある。

・自己託送

自家用発電設備を設置する者が当該発電設備を用いて発電した電気を、一般電気事業者が運用する送配電ネットワークを介して当該自家用発電設備を設置する者の別の場所にある工場等に送電する際に、一般電気事業者が提供する送電サービス。

・重要港湾

港湾法により定められている港湾の分類の一つ。 国際海上輸送網または国内海上輸送網の拠点となる 港湾その他の国の利害に重大な関係を有する港湾。

• 循環型社会

環境への負荷を小さくするため、資源リサイクルなどを推進し、人間の活動により生じる物質を自然界の中で循環できるようにする社会。

・自立分散型

従来の火力・原子力・水力などの大規模で集中的につくられた電力(系統電力)に対し、分散的に配置された再生可能エネルギー等を用いた発電施設により、小さなエリアで自立的に電力の供給を行う方式。

親水機能(しんすいきのう)

水や川に対する親しみを深めることを目的とする、川に近づき水に触れることのできる仕組み。近年は、治水、利水のほか親水性を高めることも重要となっている。

・水源涵養林(すいげんかんようりん)

水源の確保、洪水の防止、河川の保護などのため、 特に水源地周辺で指定される保安林。

• Z E B

Net Zero Energy Building (ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の略称で、「ゼブ」と呼称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物。

タ行

・脱炭素

地球温暖化の原因となっている温室効果ガス排出量を、排出抑制や吸収源対策等を行うことで実質ゼロにすること。

· 地域森林計画対象民有林

森林法第5条に規定される森林。都道府県は、全国森林計画に即して、森林計画区域別にその森林計画区に係る民有林について、5年ごとに10年を一期とする地域森林計画を策定しなければならない。

・地区計画

建築物の用途や高さなど、住民の合意に基づいて、 それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを 誘導するための計画。

・地産地消

地域で生産されたものを地域で消費すること。

・地区公園

主に半径1km範囲に住む徒歩圏内の住民を対象と する公園で、面積4haを標準とする。

・長寿命化

ここでは、道路や橋りょうなどは、更新コストが大きくかかるため、予防保全型の管理を効率的・計画的に行い、建物などを長期的に使用し、改築費用などを抑えるという考え方。

·特定用途制限地域

用途地域が定められていない区域において、良好な景観の形成や保持のため、地域の特性に応じて合理的な土地利用が行われるよう、特定の建築物や工作物の用途に対する制限を定めるもの。

• 都市機能

行政、商業、交通、医療、福祉など、都市において都市活動や住民生活を支える機能。

· 都市機能誘導区域

立地適正化計画(令和4年度策定(予定))において、医療、福祉、商業などの各種サービスの効率的な提供を図るため、これらの都市機能を中心拠点や地区拠点への集約を促す区域。

• 都市計画

長期の見通しにたって、都市の健全な発展と秩序 ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備、 市街地開発事業などに関するまちづくりに必要な ことについて、総合的、一体的に定める計画。

・都市計画区域

都市計画法その他関係法令の適用を受けるべき 土地の区域で、市町村の中心市街地を含み、かつ、 自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量など の現状・推移を勘案して、一体の都市として、総合 的に整備、開発、保全する必要がある区域。

・都市計画公園

都市計画法に基づき、都市施設として都市計画決定された公園。

・都市計画道路

都市の骨格を形成し、安心で安全な市民生活と機能的な都市活動を確保する、都市交通における基幹的な都市施設として都市計画決定された道路。道路すべてが都市計画決定されている訳ではない。

・都市計画道路の見直しガイドライン

都市計画決定以降、長期未着手の都市計画道路に ついて、その原因を整理し社会情勢を踏まえたうえ で、将来の都市像に沿った計画となっているかを検 証し、必要に応じて廃止、変更等の見直しを行うた めの基本指針。

・都市公園

都市計画公園及び都市計画区域内で、国や地方公 共団体が設置する公園。

·都市施設(都市基盤施設)

都市のさまざまな活動を支える最も基本となる 施設で、道路、公園や緑地、下水道や廃棄物の処理 施設など、主に都市計画区域内で、都市計画として 定めることができる施設。

• 十地利用

ここでは、都市計画区域内の土地について適正かつ合理的な利用を推進するため、用途地域などを都市の将来の動向を勘案して定め、健全な市街地への誘導、形成を図ることを目的とする、都市計画の根幹をなすもの。

ナ行

・日本海側拠点港

中国・韓国・ロシアといった対岸諸国の経済発展 を我が国の成長に取り入れつつ、日本海側港湾の国 際競争力を強化するための拠点となる港。

・農業振興地域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき「農業の健全な発展及び国土資源の合理的な利用」の見地から相当長期(おおむね10年以上)にわたり農業の振興を図る地域として知事が指定した地域。

・ノーマライゼーション

障がい者や高齢者など社会的に不利益を受けやすい人々が、社会の中で他の人々と同じように生活し活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。また、それに向けた環境整備も含む。

ハ行

・バイオエネルギーセンター

埋立量の減量を目的として生ごみを微生物により発酵させ減量をし、処理過程で発生するバイオガスの回収を行いエネルギーとして活用を行う施設。

パブリック・コメント市民から意見を公募すること。

・FIT (固定価格買取制度)

Feed-in Tariff の略で再生可能エネルギーによって発電された電気を電力会社が一定期間固定価格で買い取ることを定めた制度。

· 廃棄物処理施設地帯

各処理施設を集約化し、効率的な連携を図りなが ら最終処分場の延命化や温室効果ガスの削減など 清潔で快適な生活環境をつくるため、廃棄物の処理 体制を整えた地区。

・フットパス

自然や街並みなど昔からあるありのままの風景を、楽しみながら歩くことができる道のこと。 稚内市には宗谷丘陵、稚内公園、ノシャップ岬、メグマ沼などに各ルートが設定されている。

・分区

港湾の機能を発揮させるため、目的の異なる建物が無秩序に混在することを防止するため、臨港地区内を区分し、建設可能な建築物の用途などを規制するもの。港湾法に基づき、市の条例で指定。

• 補助幹線道路

幹線道路と区画道路とを連絡し、これらの道路の 交通を集散させる機能をもつ道路で、住宅地では日 常生活に利用する道路のうち、幹線的な道路。

マ行

・まちづくりサロン

気軽に、楽しく、中身濃くをモットーとした、地域の人たちが自分たちの地域の夢やまちづくりのアイディアについて語り合う、住民ワークショップの形式の一つ。

・マリンタウンプロジェクト

ロシアとの定期航路開設などの国際化や、年々盛んになりつつある様々な交流に対応し、快適で健康的な生活を送ることができるまちづくりを目的とする稚内港の再開発計画。

・水資源

日常生活のほか農業・工業・発電などの生産活動 に利用する資源としての水。近年は水源保全のため の、水源地周辺の環境保全への取り組みも重要となっている。

・緑の基本計画

都市緑地法に基づき、緑地の適正な保全及び緑化 の推進、都市公園の整備方針など、必要な事項につ いて定める基本計画。

・メガソーラー

出力 1 メガワット (1,000 キロワット) 以上の大規模な太陽光発電施設。広大な用地を必要とする一方で、再生可能エネルギーの基幹電源として期待されている。

ヤ行

・ユニバーサルデザイン

都市や建物、製品や道具など、障がいの有無、年齢 や性別、国籍などにかかわりなく、誰もが等しく安全 で便利に使いやすいようにしようとする考え方。

·用途地域

都市機能の維持増進、住環境の保護などを目的とした土地の合理的利用を図るため、都市計画法に基づき、建築物の用途・容積率・建ペい率及び各種の高さについて制限を行う制度。主に住居系・商業系・工業系の12種類の用途地域が設定されており、土地利用の基本となるもの。稚内市では9用途地域を指定している。

ラ行

・ライフサイクルコスト

ここでは、道路・橋りょうや公園施設などの都市 基盤施設の、建設、維持、改修、解体処分などに要 するトータルの費用。このトータル費用を軽減する ためのひとつとして、長寿命化の考え方がある。

・リサイクルセンター

資源として分別収集した缶・びん・ペットボトルなどを選別・保管する施設で、選別設備、保管設備を有する施設。

・臨港地区

都市計画法に基づき、港湾の円滑な管理運営のため、 港湾に隣接する土地の利用を定める区域。これにより、 港湾機能の増進、水際線の有効利用等を図る。

ワ行

・ワークショップ

あるテーマを決め、参加者が自由な討論を行いながら方向性を見いだしていくこと。市民参加のひとつの手法として、近年多く用いられるようになった。会議は、5~6人単位でいくつかのテーブルをつくり、参加者全員が発言できるよう、進行が工夫されている。

・稚内都市計画 都市計画区域の整備、開発 及び保全の方針

都市計画法に基づき、道内の都市計画区域ごとに、 北海道が定める方針で、都市計画相互間のきめ細か い調整を図り、都市計画の総合性及び一体性を確保 するための、基本的な方針を定めている。通称「区 域マスタープラン」と称され、稚内市総合計画とと もに、稚内市都市計画マスタープランの上位計画と なる。



稚内市都市計画マスタープラン(改定版)

発 行 令和4年3月

編集·発行 稚内市建設産業部都市整備課

稚内市中央3丁目13番15号

TEL:0162-23-6161

FAX:0162-24-2719

http://www.city.wakkanai.hokkaido.jp